

公益社団法人坂出法人会 会費規程

平成25年4月1日

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人坂出法人会の定款第7条の規定に基づき、会費に関し必要な事項を定めるものとする。

(会費の種類)

第2条 会員は毎事業年度、会費を納入しなければならない。

年額会費は、会員種別に応じて下記各号のとおりとする。

(1) 正会員は資本金額により次のとおりとする。

資本金	500万円未満	年額会費	4,000円
資本金	500万円以上 1,000万円未満	年額会費	6,000円
資本金	1,000万円以上 3,000万円未満	年額会費	10,000円
資本金	3,000万円以上 5,000万円未満	年額会費	20,000円
資本金	5,000万円以上	年額会費	30,000円
協同組合	(出資金額に関係なく)	年額会費	10,000円

ただし、2法人以上の代表者が同一人、配偶者または、一親等以内の親族をもって経営されている法人(以下、「同族法人」という)については、主たる法人(資本金の多い法人)以外の年会費は一律1,000円とする。

(2) 賛助会員は形態により次のとおりとする。

①. 支店法人	年額会費	10,000円
②. 上記以外の事業所	年額会費	4,000円

2 役員は毎事業年度、会費を納入しなければならない。

役員会費は、役員種別に応じて下記各号のとおりとする。

会長	年額会費	40,000円
副会長	年額会費	20,000円
常任理事	年額会費	8,000円
理事	年額会費	4,000円
監事	年額会費	8,000円

(会費の使途)

第3条 前条の会費は、毎事業年度における合計額の10%以上を当該年度の公益目的事業に使用する。

(会費の滞納)

第4条 会員が定款第8条第1項第5号に該当すると判断した場合、1ヶ月前に文書により催告し、催告に応じないときは会員資格を喪失する。

(会費の納入方法)

第5条 会員はその事業年度分の会費を原則として会員が指定する金融機関の口座から自動引き落としにより納入する。

2 前項の自動引き落としを希望しない場合、以下のいずれかの方法によることができる。

(1) 金融機関を利用した振込

(2) 集金

(中途入会の会費)

第6条 第2条第1項第1号の規定にかかわらず、事業年度の中途に入会した会員の当該事業年度の会費は、入会の日属する月の翌月から年度末までの月数による。

資本金	500万円未満		月割額円	300円
資本金	500万円以上	1,000万円未満	月割額円	500円
資本金	1,000万円以上	3,000万円未満	月割額円	800円
資本金	3,000万円以上	5,000万円未満	月割額円	1,600円
資本金	5,000万円以上		月割額円	2,500円
同族法人・系列法人			月割額円	80円
賛助会員(支店法人)			月割額円	800円
賛助会員(上記以外)			月割額円	300円

(その他)

第7条 この規定に定めのない事項については、理事会の決議を経て取り扱うものとする。

附 則

この規定は、公益認定を受け移行の登記をした日から施行する。